

平成 26 年 12 月 1 日

受益者のみなさま

三菱UFJ投信株式会社

投資信託法制改正に伴う約款記載変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、「国際的な規制の動向や経済社会情勢の変化に応じた規制の柔軟化」および「一般投資家を念頭に置いた適切な商品供給の確保」等といった観点から、「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令等の投資信託法制の改正が行われ、平成 26 年 12 月 1 日から施行となりました。

つきましては同施行に伴い以下にかかる所要の変更および約款記載の整備を行いました。

- ① 受益者数要件の撤廃
- ② 併合手続要件の緩和
- ③ 反対受益者の受益権買取請求制度の見直し（買取請求の一部適用除外）
- ④ 運用報告書の二段階化
- ⑤ デリバティブ取引等のリスク量計算を規格化し、定量的に規制（デリバティブ規制）
- ⑥ 新たに発行可能となる新投資口予約権を有価証券に追加
- ⑦ 金融所得課税一体化に伴う記載整備

施行にあたり、上記①～⑦の一斉約款変更を行い、別紙に変更内容等をまとめましたのでご参照くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、ファンドによっては変更の対象とならないものもあります。

また、本お知らせに関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

本お知らせの趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

- ・ **本件に関するお問い合わせ**
三菱UFJ投信 お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034
(受付時間：土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く 9：00～17：00)
- ・ **お客さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ**
お取引のある販売会社の支店へお問い合わせください。

約款変更日

平成 26 年 12 月 1 日

変更内容一覧

	内容	変更条文
①	受益者数要件の撤廃	(信託契約の解約)
②	併合手続要件の緩和	(信託約款の変更等)
③	買取請求の一部適用除外	(反対者の買取請求権)
④	運用報告書の二段階化※	新設 (運用報告書に記載すべき事項の提供)
⑤	デリバティブ取引等のリスク量計算を規格化し、定量的に規制	(投資の対象とする資産の種類等) (利害関係人等との取引等)
⑥	新たに発行可能となる新投資口予約権を有価証券に追加	(投資の対象とする有価証券等)
⑦	金融所得課税一体化に伴う記載整備	(受益権の買取り)

※ 平成 26 年 12 月以降に作成される交付運用報告書の記載内容はわかりやすく簡潔なものとなる予定です。

以上